

## 総則及び総合的な学習の時間

### 1 学習指導要領改訂の基本方針

今回の改訂は、改正された教育基本法や学校教育法の規定にのっとり、中央教育審議会答申（平成20年1月）を踏まえ、次の方針に基づいて行われたものである。

#### (1) 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること

生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を図った。

#### (2) 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより、思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。

#### (3) 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

このため、道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成することを規定するとともに、公民科や特別活動において、人間としての在り方生き方に関する学習の充実を図っている。また、体育については、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成することと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

### 2 総則の改訂の要点

#### (1) 教育課程編成の一般方針

##### ア 教育課程編成の原則（第1章第1款の1）

今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本

的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めなければならない。

そのためには、次の内容を十分踏まえ、教育課程の編成・実施に生かすようにする必要がある。

(ア) 基礎的・基本的な知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力等の育成

各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向に進むだけではないことに留意する必要がある。

(イ) 学習意欲の向上や学習習慣の確立

個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導の充実により分かる喜びを実感したり、観察・実験やレポートの作成、論述などの体験的な学習や知識・技能の活用を図る学習活動、職業や自己の将来に関する学習などを通して学ぶ意義を認識したりすることを通して、学習意欲を高めることが求められている。また、小・中・高等学校を通じ、学習習慣を確立することは極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

(ウ) 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

このことについては、次の第1章第1款の2及び3で、それぞれ示している。

イ 道徳教育（第1章第1款の2）

高等学校における道徳教育について、人間としての在り方生き方に関する教育を行うという基本的な考え方を継承するとともに、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の全体の目標を掲げている。

また、改正教育基本法を踏まえ、道徳教育の目標に、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。

ウ 体育・健康に関する指導（第1章第1款の3）

体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科はもとより、

家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

#### エ 体験活動の充実（第1章第1款の4）

現行と同様、「就業やボランティア活動にかかわる体験的な学習の指導」を適切に行うこととし、それらを通じて、「勤労の尊さ」、「創造することの喜び」の体得、「望ましい勤労観、職業観」の育成、「社会奉仕の精神」の涵養を図るべきことが示されている。

就業体験については、職業教育に関して、学校においては、地域や産業界などとの連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れることなど就業体験の機会を積極的に設けるよう配慮すべきことが示されている（第1章第5款の4の(3)）。

また、各学校においては、地域や学校の実態に応じて、入学年次から卒業年次までを見通した体験的な学習の指導計画の作成に創意工夫を加えることが望まれる。

## (2) 各教科・科目及び単位数等

### ア 卒業までに履修させる単位数等（第1章第2款の1）

卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は、現行と同様74単位以上である。

また、単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすることは現行と同様である。

### イ 各教科・科目の内容の改善（第1章第2款の2及び3）

高等学校においては、すべての生徒に共通に学ばせる教育内容について、必要最小限の必修教科・科目を定めるにとどめるなど、共通性と多様性のバランスに配慮し、共通性を維持しつつも、一定の弾力性を確保する方向で改訂が行われた。

また、学校教育法施行規則別表第3及び学習指導要領に示す各教科については、現行では普通教育に関する教科と専門教育に関する教科とに分けられているが、今回の改訂では、それぞれを「各学科に共通する教科（共通教科）」と「主として専門学科において開設される教科（専門教科）」に分けることとした。これは、現行において普通教育に関する教科とされているものについても、当該教科に属する科目の中には専門的な内容を扱い得るものがあり、教科によって普通教育と専門教育を截然と分けることが困難であることから見直したものである。

#### (ア) 各学科に共通する教科（共通教科）

教科	科目構成の変更点	主な改善点
国語	「国語表現Ⅰ」及び「国語表現Ⅱ」の内容を再構成し、「国語表現」とするとともに、「現代文A」を新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・言語に関する能力を育成する中核を担う教科であることを踏まえ、社会人として、また各教科等における学習に必要な能力を身に付けるため、討論、説明、創作、批評、編集などの言語活動を充実</li> <li>・我が国の伝統と文化に関する教育を充実するため古典に関する指導を充実</li> </ul>
地理歴史	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界史、日本史、地理相互の関連付けを図ることを各科目の目標に明示。特に必修科目である世界史においては、地理や日本史にかかわる内容を充実</li> <li>・各科目に課題を探究する学習を設けるとともに、論述、討論などの言語活動を充実</li> </ul>

公民	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各科目に課題を探究する学習を設けるとともに、論述、討論などの言語活動を充実</li> <li>・グローバル化や規制緩和の進展、司法の役割の増大等に対応して、法や金融、消費者に関する学習を充実</li> </ul>
数学	現行の7科目構成を、6科目構成に再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科目標で「数学的活動」を一層重視し、「数学的活動」の配慮事項を新たに規定</li> <li>・知識・技能を活用する力を育成し、数学のよさを認識させるため、「数学Ⅰ」及び「数学A」の内容に〔課題学習〕を位置付け</li> <li>・統計に関する内容を充実し、統計活用力を育成</li> </ul>
理科	各領域ごとに3単位科目が2科目であったのを、2単位科目と4単位科目に再構成するとともに、「科学と人間生活」及び「理科課題研究」を新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学に関する興味・関心を高めるため、人間生活とかかわりの深い内容を扱う「科学と人間生活」を新設</li> <li>・探究的な学習を重視する観点から、「物理」、「化学」、「生物」、「地学」に新たに探究活動を導入するとともに、「理科課題研究」を新設</li> <li>・「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」においては、科学の基本的な見方や概念を踏まえて内容を構成するとともに、日常生活や社会との関連を重視</li> <li>・「物理」、「化学」、「生物」、「地学」においては、選択して履修していた項目を必修化し、指導内容を充実</li> </ul>
保健体育	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯にわたって健やかな体を培うための身体能力と知識を定着させ、個人に応じた豊かなスポーツライフを実現する資質と能力を育成する観点から、発達の段階に応じた指導内容を明確化・体系化</li> <li>・卒業後に少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにすることを目指し、それぞれの運動やスポーツの特性や魅力により深く触れられるよう、領域選択の方法を変更</li> <li>・個人生活・社会生活における健康・安全に関する内容を重視する観点から、様々な保健活動や対策などについての内容を再構成するとともに、医薬品に関する内容を改善</li> </ul>
芸術	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科目標に「芸術文化の理解」を新たに規定するなど、我が国の伝統と文化に関する教育を充実</li> <li>・生涯学習社会の一層の進展に対応するため、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てることをより明確化</li> </ul>
外国語	コミュニケーション科目、表現科目、「英語会話」に再編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導する語数を充実</li> <li>・生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とすることを明記</li> </ul>
家庭	「生活技術」の内容を改編し、「生活デザイン」を新設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣食住や消費生活などに関する知識・技能を身に付けさせ、生涯の生活設計ができるようにすることを重視</li> <li>・消費者教育や環境教育及び食育の推進、子育て理解や高齢者の理解などの少子高齢化への対応に関する指導を充実</li> <li>・衣食住の文化の継承にかかわる内容を充実</li> </ul>
情報	「情報A」、「情報B」、「情報C」の内容を再構成し、「社会と情報」、「情報の科学」の2科目とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報活用能力を確実に身に付けさせるために、小・中・高等学校を通じた体系的な情報教育を踏まえ、内容を一部重複させるなどして指導を充実</li> <li>・内容に情報モラルを項立てし、情報モラルを確実に身に付けさせる学習活動を重視</li> </ul>

(イ) 主として専門学科において開設される教科（専門教科）

主として専門学科において開設される教科・科目（専門教科・科目）のうち、職業に関する各教科・科目については、「将来のスペシャリストの育成」、「地域産業を担う人材の育成」、「人間性豊かな職業人の育成」という三つの観点に基づき、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観、技術の進展や環境、エネルギーへの配慮、食の安全、情報モラル・セキュリティ管理の重要性等、各種産業で求められる知識と技術、資質を身に付けさせる観点から、各教科の科目の構成や内容が改善された。

### (3) 各教科・科目の履修等

#### ア 必履修教科・科目（第1章第3款の1）

必履修教科・科目及び総合的な学習の時間とその標準単位数等は、次の表のとおりであり、特に必要がある場合以外は、課程や学科のいかんを問わず、すべての生徒に履修させ、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとされている。

今回の改訂では、高校生に最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）

とのバランスに配慮し、必履修教科・科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととされている。これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学及び外国語の各教科の必履修科目については、すべての高校生が共通に履修する科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとなっている。具体的には、「国語総合」、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」を共通必履修科目として設けている。一方、地理歴史、公民、理科、芸術、家庭、情報の各教科における必履修科目の設定に当たっては、生徒の実態に応じた一層適切な教育課程が編成できるよう、各教科において2単位の科目を含めた複

改訂後の必履修教科・科目一覧表

教科	科目	標準単位数	必履修科目		
国語	国語総合	4	○2単位まで減可		
	国語表現	3			
	現代文A	2			
	現代文B	4			
	古典A	2			
	古典B	4			
地理歴史	世界史A	2			
	世界史B	4			
	日本史A	2			
	日本史B	4			
	地理A	2			
	地理B	4			
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」		
	倫理	2			
	政治・経済	2			
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減可		
	数学Ⅱ	4			
	数学Ⅲ	5			
	数学A	2			
	数学B	2			
	数学活用	2			
理科	科学と人間生活	2			
	物理基礎	2			
	物理	4			
	化学基礎	2			
	化学	4			
	生物基礎	2			
	生物	4			
	地学基礎	2			
	地学	4			
	理科課題研究	1			
保健体育	体育	7～8	○		
	保健	2			
芸術	音楽Ⅰ	2			
	音楽Ⅱ	2			
	音楽Ⅲ	2			
	美術Ⅰ	2			
	美術Ⅱ	2			
	美術Ⅲ	2			
	工芸Ⅰ	2			
	工芸Ⅱ	2			
	工芸Ⅲ	2			
	書道Ⅰ	2			
	書道Ⅱ	2			
	書道Ⅲ	2			
	外国語	コミュニケーション英語基礎		2	○2単位まで減可
		コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4			
コミュニケーション英語Ⅲ		4			
英語表現Ⅰ		2			
英語表現Ⅱ		4			
英語会話		2			
家庭基礎		2			
家庭総合	4				
生活デザイン	4				
情報	社会と情報	2			
	情報の科学	2			
総合的な学習の時間		3～6	○2単位まで減可		

数の科目の中から選択的に履修できるようにされた。

#### イ 必履修教科・科目の履修についての留意事項（第1章第3款の1）

各教科・科目の単位数については、学習指導要領に示す単位数を標準として一定の幅の範囲内で具体的な単位数を配当することができることとされているが、必履修教科・科目については、標準単位数を下らないものとされている。ただし、生徒や学校の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については3単位又は2単位とし、「数学Ⅰ」及び「コミュニケーション英語Ⅰ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位のものを除く。）については、その単位数の一部を減じることができるとされている。

なお、一部単位減を行う場合も、当該科目の目標を実現できる範囲で行うことが前提となる。

また、2単位の必履修教科・科目は、必履修教科・科目の最低合計単位数を縮減し、各学校が実態に応じた教育課程を柔軟に編成できるようにするために設けられたものであるため、当該科目を必履修教科・科目として履修する場合には、その単位数をさらに減じて1単位とすることはできない。

「体育」については、標準単位数が7～8単位とされており、各学校の特色に応じて、卒業までに7又は8単位を配当することとされている。このため、7単位未満に単位数を減じて配当することはできない。

#### ウ 職業学科における総合的な学習の時間の特例（第1章第3款の2の(3)）

職業学科においては、「課題研究」、「看護臨地実習」、「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）が各学科の原則履修科目とされている。これら「課題研究等」の各科目は、各教科に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動を通して、専門的な知識・技術の深化・総合化、問題解決能力の育成や自発的、創造的な学習態度を育てる上で大きな成果を上げている。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとし、逆に、「課題研究等」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。ただし、これは、「課題研究等」の履修によって総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合にのみ適用可能であり、総合的な学習の時間の目標を満たすものでなければ代替することはできない。検定試験や資格取得を主目的とした学習活動などを行う中で、生徒が主体的に課題設定や学習計画の立案、成果のまとめや発表を行わない、単なるスキルの習得等を目的とした学習活動については、総合的な学習の時間の内容としてふさわしくないものといえる。

### (4) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数

#### ア 全日制の課程における年間授業週数（第1章第4款の1）

全日制の課程においては、現行においても各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするよう計画されなければならないとされ、必要がある場合は、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間に行うことができるとしている。今回の改訂では、特定の期間の中には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間

が含まれることが明確にされた。

イ 全日制の課程における週当たり授業時数（第4款の2）

全日制の課程における週当たりの授業時数については、現行と同様、30単位時間を標準としている。

さらに、今回の改訂では、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合などは、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることも明確にされた。

ウ 定時制の課程におけるホームルーム活動の授業時数の取扱いに関する特例（第1章第4款の6）

定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動について授業時数の一部を減ずることができる旨の規定は現行と同様であるが、今回の改訂により、生徒の勤務の実態、交通事情などの特別の事情がある場合は、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができることが追加して規定された。

これは、今回の改訂により、第5章の特別活動で取り組むべき内容について具体的に明示しており、定時制においてこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別な事情がある場合は、その一部を行わないものとするができることとしたことによるものである。

エ 授業の1単位時間の運用（第1章第4款の7）

授業の1単位時間の時間の長さについては、生徒の学習に対する集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度の時間が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。

今回の改訂では、10分間程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができるとの規定が新たに設けられた。これは、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。しかし、この規定の活用に当たっては、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。例えば、10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となる。

オ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第1章第4款の8）

総合的な学習の時間においては、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合、集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。

このため、今回の改訂では、総合的な学習の時間における学習活動により、特別活

動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合において、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の各行事の実施に替えることができることとされた。なお、これは、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。

#### (5) 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

##### ア 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（第1章第5款の3の(3)）

今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことが新たに示された。そのための具体的な工夫としては、

- ①各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること
  - ②義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の限度を超えて増加して配当すること
  - ③義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすること
- などが例示されている。

##### イ 道徳教育の全体計画の作成（第1章第5款の3の(4)）

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を全教師が協力して展開するため、その全体計画を作成することが規定された。また、人間としての在り方や生き方について、公民科やホームルーム活動を中心に学校の教育活動全体を通じて、適切な指導を行うこととされた。

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教師の参加と協力を得ながら創意と英知を結集して独自に作成されるものであるが、次のような事項を含めて作成することが望まれる。

(ア) 学校の教育目標、道徳教育の重点目標

(イ) 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連

(ウ) 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

(エ) ホームルーム、学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針

(オ) 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法

(カ) 家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針

(キ) 道徳教育の推進体制 等

このようにして作成した全体計画は、家庭や地域社会の人々の積極的な理解と協力を得るとともに、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、他の教育計画と同様、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開することが求められている。



#### ウ 就業体験の機会の確保（第1章第5款の4の(3)）

今回の改訂では、現行と同様、就業にかかわる体験的な学習の指導を適切に行うよう示されるとともに、普通科を含めすべての学科において、キャリア教育を推進する観点から、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けることなどが新たに示された。

各学校においては、体系的なキャリア教育を推進するとともに、地域や産業界等と十分な連携・協力を図り、就業体験を適切に実施できるように配慮する必要がある。

#### エ 生徒の言語活動の充実（第1章第5款の5の(1)）

今回の改訂では、言語活動の充実が重視されている。このため、各教科・科目等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることが示された。

#### オ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第1章第5款の5の(5)）

各教科・科目の指導に当たっては、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることが大切であり、そうすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも役立つことから、今回新たに規定が追加された。

#### カ 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項（第5款の5の(7)）

学習の遅れがちな生徒に対しては、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、個々の生徒の実態に即した指導内容・指導方法を工夫するなど、規定の充実が図られた。

#### キ 障害のある生徒の指導における配慮事項（第1章第5款の5の(8)）

障害のある生徒の指導に当たっては、現行の規定に加えて、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉、労働等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが新たに規定された。

#### ク コンピュータ等の教材・教具の活用（第1章第5款の5の(10)）

各教科・科目等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実することが示された。

#### ケ 部活動の意義と留意点等（第1章第5款の5の(13)）

教育課程外の学校教育活動である部活動について、好ましい人間関係に資するものであるという意義のほか、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるように留意することや、運営上の工夫を行うように配慮することなどが規定された。

### (6) 単位の修得及び卒業の認定

#### ア 卒業までに修得させる単位数（第1章第6款の2）

卒業までに修得させる単位数については、現行と同様、74単位以上となっている

が、これは、各学校で卒業に必要な修得単位数を規定するに当たって、最低必要条件を定めたものである。したがって、74単位を上回る単位数を学校が定めることは可能である。

なお、卒業までに修得させる各教科・科目については、転学など特別の事情のある場合を考慮して、その履修や修得について弾力的な取扱いができるような配慮をしておくことが大切である。

普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

#### イ 各学年の課程の修了の認定（第1章第6款の3）

この規定は、現行と同様、高等学校では単位制が併用されていることを踏まえ、各学年における課程の修了の認定については、数単位不認定となった場合、弾力的に運用し、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮することが求められている。

#### ウ 学校外における学修等の単位認定

「大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定」において、

①大学や高等専門学校における学校教育法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生、研究生、または聴講生としての学修

②専修学校の高等課程における学修並びに専門課程における学校教育法第133条において準用する同法第105条に規定する特別の課程における学修及び科目等履修生又は聴講生としての学修

も含むこととした。これは、平成19年度の学校教育法の改正の際に、社会人等を対象とした特別の課程（教育プログラム）を履修した者に対して大学等が証明書を交付できることとしたことに対応したものである。

### (7) 通信制の課程における教育課程の特例

#### ア 特別活動の指導時間数（第1章第7款の5）

特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとなっているが、今回の改訂においては、「特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとする」との規定が追加された。これは、今回の改訂において、特別活動で取り組むべき内容を具体的に明示しており、通信制においてこれらの活動のすべてを行うことが難しい特別の事情がある場合には、その一部を行わないものとするということとなったものである。

### 3 総合的な学習の時間の改訂の要点

総合的な学習の時間は、「生きる力」が全人的な力であるということ踏まえ、横断的・総合的な指導を一層推進しうるような新たな手立てを講じて、豊かに活動を展開していくことが極めて有効である」との中央教育審議会答申(平成8年7月)を受け、平成11年の学習指導要領改訂において創設されたものである。

平成15年の学習指導要領の全面実施以降、総合的な学習の時間の成果は一部で見られてきたものの、改善すべき課題が少なくない状況にあることから、平成15年12月には学習指導要領の一部が改正され、各教科・科目や、特別活動で身に付けた知識や技能等を関連付け、学習や生活に生かし総合的に働くようにすることや、各学校において総合的な学習の時間の目標及び内容を定めるとともに、総合的な学習の時間の全体計画を作成する必要があることなどについて、学習指導要領に明確に位置付けられた。その後の中央教育審議会答申(平成20年1月)においては、総合的な学習の時間の実施状況として、大きな成果を上げている学校が見られる一方、趣旨・理念が必ずしも十分に達成されていない状況も見られることや、学校種間の取組の重複も見られること、補充学習のような特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動が見られることなどの課題が指摘されてきている。

今回の改訂においては、総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとすることから、思考力・判断力・表現力等が求められる「知識基盤社会」の時代においてますます重要な役割を果たすものであるとの考えの下、教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出され、新たに第4章として位置付けられた。

#### (1) 目標(第4章 第1)

今回の改訂においては、総合的な学習の時間の特質や目指すところを目標として示しており、この時間において育成する生徒の資質や能力及び態度が明確にされた。この時間の目標は、次の5つの要素で構成されている。

- ア 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと
- イ 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること
- ウ 学び方やものの考え方を身に付けること
- エ 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること
- オ 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること

#### (2) 各学校において定める目標及び内容(第4章 第2)

各学校においては、国が示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、地域や学校、生徒の実態等に応じて、より具体的な目標や内容を定めることが明確に示された。

#### (3) 指導計画の作成と内容の取扱い(第4章 第3)

指導計画の作成に当たっては、特に、次の事項に配慮することとされている。

- ア 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画を明確にすること
- イ 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的、総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと
- ウ 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること
- エ 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること
- オ 各教科・科目及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること
- また、内容の取扱いについては、現行と同様、体験活動を行うことを重視しており、自然体験や就業体験、ボランティア活動、ものづくり、生産活動などの学習活動を積極的に取り入れることとされている。しかし、体験活動がそれだけに終わるのではなく、生徒の学習を一層充実させるため、問題の解決や探究活動の過程に体験活動を適切に位置付けるとともに、問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすることとされている。このことは、体験活動と言語活動をともに充実させることが、総合的な学習の時間の充実においては欠かせないものであると示されたと言える。

問 総合的な学習の時間を、2単位に減ずることができるのは、どのような場合か。

総合的な学習の時間の標準単位数は3～6単位であり、各学校がその単位数を定める場合には、原則として3単位を下回らないことが求められる。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができるとされている。

これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。

例えば、学校設定教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合、又は他の各教科・科目において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われる場合など、2単位にすることができるのは限定的であることに十分注意しなければならない。

#### 4 移行措置

##### (1) 高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置一覧

対象	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総則（「各教科・科目及び単位数等」及び「各教科・科目の履修等」に規定するものを除く） 総合的な学習の時間 特別活動		周知・徹底	先行実施 （在籍するすべての生徒）			
共通教科：数学、理科 専門教科：理数		周知・徹底			先行実施 （年次進行）	
共通教科：国語、地理 歴史、公民、 外国語、 家庭、情報 専門教科：農業、工業、 商業、水産、 家庭、看護、 情報、英語		周知・徹底				実施 （年次進行）
専門教科：福祉		学校判断により 実施可能 （年次進行）				実施 （年次進行）
共通教科：保健体育、 芸術 専門教科：体育、音楽、 美術		周知・徹底	学校判断により 実施可能 （在籍するすべての生徒）			実施 （年次進行）

##### (2) 移行措置に係る主な留意事項

ア 平成21年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置の留意事項

福祉科の指導に当たっては、平成21年度の入学生に係る教育課程から、新学習指導要領による指導が可能となっているが、これは、平成24年度に予定される介護福祉士の受験資格要件の変更に対応したものであることを踏まえ、生徒の進路等に応じて適切な履修が可能となるよう配慮していること。

イ 平成22年度からの移行措置の留意事項

(ア) 平成22年度から平成24年度までの間の教育課程の編成・実施に当たっては、新学習指導要領第1章第1款「教育課程の編成方針」及び第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の規定を踏まえ、その趣旨の実現を図っていること。

(イ) 総合的な学習の時間及び特別活動については、新学習指導要領の規定に従い、適切な指導が行われるようにしていること。

ウ 平成24年度以降に入学した生徒に係る教育課程の移行措置の留意事項

数学、理科及び理数の各教科の指導については、新学習指導要領の規定に従い、適切な指導が行われるようにしていること。

エ その他

平成22年度以降に高等学校に入学する生徒を対象とした移行措置としては、中学校を卒業する年度の違いにより、中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）により学習した生徒や、移行措置により学習した生徒がいることを踏まえ、高等学校に入学する生徒が中学校の各学年で履修した各教科の内容を踏まえた適切な指導が行われるよう、指導計画の作成に当たって十分配慮すること。

## 5 北海道公立高等学校等平成21年度入学生教育課程編成の状況(中等教育学校を含む)

### ○資料1

「学校設定教科・科目」の設置状況(全日制・定時制)

	教科数	科目数	設置校数	設置学科数
平成21年度	26	546	220	324
平成20年度	26	508	205	305

※「教科数」、「科目数」には実施予定教科・科目を含む。

### ○資料2

「学校外における学修の単位認定」の状況

	大学・高専等における学修	技能審査等の成果	ボランティア活動等の学修
全日制課程普通科	16校	56校	14校
全日制課程総合学科	4校	7校	3校
全日制課程専門学科	5校	41校	4校
定時制課程普通科	4校	18校	6校
定時制課程専門学科	2校	15校	3校

### ○資料3

「類型を設定している学校(全日制)」の状況

	第1学年から	第2学年から	第3学年から
普通科	3校	63校	30校
専門学科	3校	22校	1校

### ○資料4

「履修と修得を分離している学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	59校	12校	27校	10校	10校

### ○資料5

「学期の区分ごとの単位修得の認定を行っている学校」の状況

	全日制課程普通科	全日制課程総合学科	全日制課程専門学科	定時制課程普通科	定時制課程専門学科
校数	25校	7校	8校	8校	8校

### ○資料6

「2学期制を実施している学校」の状況

	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
全日制課程	200校	196校	197校	203校
定時制課程	37校	34校	39校	42校